H31年度 保育料徵収基準一覧表

	区分		保育短時間(午前8時~午後4時)保育料									育標準時間	間(午前8	時~午後	4時以外	の時間帯も	5も利用)保育料 第2子 第3子以降							
階層	町民税額	状況	コード	国基	準額	町基	準額	第1子	第2子	第3子以降	コード	国基	隼額	町基	準額	第1子	第2子	第3子以降						
					国減免		町減免	半額	半額	無償			国減免		町減免	半額	半額	無償						
1	1	生活保護	T1	0		0		0	0	0	H1	0		0		0	0	0						
	非 課 税		T2-1	6,000	0	4,000	0	0	0	0	H2-1	6,000	0	4,000	0	0	0	0						
		障害						同時通園	0	0						同時通園	0	0						
_			T2-2					2,000	0	0	H2-2					2,000	0	0						
								同時通園	0	0						同時通園	0							
3	課税		T3-1	16,300	6,000	12,000	-,	-,	0	0	H3 — 1	16,500	6,000	12,200	6,000	-,	0	0						
		障害							0	0						同時通園	0	0						
	所得割額		T3-2						-,	0	H3-2					6,100	-,							
									-,	0								0						
	,		T4-1K	26,600	6,000	18,000	-,	-,		0	H4 – 1K	27,000	6,000	18,400	6,000	-,		0						
ļ									Ŭ	0								0						
	97,000未満	一件	T4-1					-,	-,	0	H4 — 1					-,	-,	0						
4										0							-,	0						
	57,700未満		14-2K					-,	-,	0	H4-2K					-,		0						
-		,							-,	0							-,	0						
	97,000未満		14-2							0	H4-2							0						
				40.000		00.000				0		44 500		00.400				0						
5	169,000未満		15	40,900		22,000		,	,	0	нэ	41,500		22,400				0						
	201.000土港		TG	57 100		20,000				0	ПС	E0 000		20 400				0						
6	301,000木油		10	37,100		20,000					по	56,000		20,400				0						
	207.000+**		T7	75 900		20,000					U7	77.000		20 600				0						
7	557,000不満		' '	75,600		30,000					m7	77,000		30,000				0						
	207 000 121 -		TΩ	99.400		32 000					НΩ	101 000		32 600				0						
8	397,000以上		10	33,400		32,000				0	ПО	101,000		32,000				0						
	1 2 3 3 5 6 7 7	非課税 2 課税 3 課稅 (均等割課稅) 所得割額 48,600未満 77,101未満 97,000未満 5 169,000未満 6 301,000未満 7 397,000よ周	1 - 生活保護 非課税 ひとり親・障害 課税 ひとり親・障害	1 - 生活保護 T1	1 - 生活保護 T1 0 6,000	1 - 生活保護 T1 0	国滅免	Tange	国滅免 町滅免 半額 1	Table Ta	Table Ta	Table Ta	Table Ta	Table Ta	Table Ta	Table Ta	Table Ta	Table Ta						

- ※ 3歳以上児の第〇子とは、4月1日時点の18歳未満の年長者から数えた第1子、第2子・・・。 ただし、所得割額が57,700円未満(ひとり親・障害の場合は77,101円未満)の場合は、年齢に関係なく年長者から数えた第1子、第2子・・・。 ※ ひとり親・障害を理由に保育料の減免を受ける場合は、証明書類(児童扶養手当証書・身体障害者手帳・療育手帳・障害年金証書等)を確認させていただく場合があります。 ※ 町民税額欄の所得割額は父および母の所得割額の合算額となります。ただし、祖父母等が家計の主宰者である場合は、その方も合算対象となる場合があります。 ※ 保育料の他に、利用施設が徴収する費用がある場合があります。利用施設にご確認ください。

		区分		保育短時間(午前8時~午後4時)保育料									保育標準時間(午前8時~午後4時以外の時間帯も利用)保育料								
	階層	町民税額	状況	コード	国基	準額	町基	準額	第1子	第2子	第3子以降	コード	国基	準額	町基	準額	第1子	第2子	第3子以降		
						国減免		町減免		同時2子半額	同時3子無償			国減免		町減免		同時2子半額	同時3子無償		
	1	-	生活保護	T1	0		0		0	0	0	H1	0		0		0	0	0		
		非 課 税	ひとり親・	T2-1	9,000	0	5,000	0	0	0	0	H2-1	9,000	0	5,000	0	0	0	0		
	2		障害						同時通園	0	0						同時通園	0	0		
	_			T2-2					5,000	0	0	H2-2					5,000	0	0		
									同時通園	0	0					•	同時通園	0	0		
3			ひとり親・	T3-1	19,300	9,000	11,000	9,000	.,	0	0	H3 — 1	19,500	9,000 11	11,200	9,000		0	0		
歳	3	(均等割課税)	障害						同時通園	0	0						同時通園	0	0		
	_	所得割額		T3-2					11,000	5,500	0	H3-2					11,200	5,600	0		
未		48,600未満				1			同時通園	5,500	0			1		1	同時通園	5,600	0		
満		77,101未満		T4-1K	29,600	9,000	25,000	9,000	,	0	0	H4 — 1K	30,000	9,000	25,400	9,000	4,500	0	0		
児			ひとり親・						同時通園	0	0						同時通園	0	0		
		97,000未満	障害	T4-1					25,000	25,000	25,000	H4 — 1					25,400	25,400	25,400		
	4								同時通園	12,500	0						同時通園	12,700	0		
3		57,700未満		T4-2K					25,000	12,500	0	H4-2K					25,400	12,700	0		
号			,						同時通園	12,500	0						同時通園	12,700	0		
\smile		97,000未満		T4-2					25,000	25,000	25,000	H4-2					25,400	25,400	25,400		
					40.000				同時通園	12,500	0					同時通園	12,700	07.400			
	5	169,000未満		T5	43,900		37,000		37,000	37,000	37,000	H5	44,500		37,400		37,400	37,400	37,400		
		301.000未満		Т6	00.100		45.000		同時通園	18,500	45.000	110	01.000		45.400		同時通園	18,700	45.400		
	6	301,000未満		16	60,100		45,000		45,000	45,000	45,000	нь	61,000		45,400		45,400	45,400	45,400		
		397.000未満		T7	70,000		47.000		同時通園	22,500	47,000	117	00.000		47.000		同時通園	22,700	47.600		
	7	397,000木満		1 /	78,800		47,000		47,000 同時通園	47,000	47,000	п/	80,000		47,600		47,600 同時通園	47,600 23.800	47,600		
		397,000以上		T8	102.400		48.000		内時週图 48.000	23,500 48.000	48.000	ПО	104.000		48.600		问時週图 48.600	48.600	48.600		
	8	397,000以上		18	102,400		48,000		日時通園		48,000	пъ	104,000		48,000		日時通園				
	<u> </u>								问时进图	24,000	0						问时进图	24,300	0		

- ※ 3歳未満児の第〇子とは、**同時通園者の年長者から教えた第1子、第2子・・・**。 ただし、所得割額が57,700円未満(ひとり親・障害の場合は77,101円未満)の場合は、年齢・同時通園に関係なく年長者から数えた第1子、第2子・・・。 ※ ひとり親・障害を理由に保育料の減免を受ける場合は、証明書類(児童扶養手当証書・身体障害者手帳・療育手帳・障害年金証書等)を確認させていただく場合があります。 ※ 町民税額欄の所得割額は父および母の所得割額の合算額となります。ただし、祖父母等が家計の主宰者である場合は、その方も合算対象となる場合があります。 ※ 保育料の他に、利用施設が徴収する費用がある場合があります。利用施設にご確認ください。